

日常生活用具給付申請書（居宅生活動作補助用具）

年 月 日

加古川市長 様

住所 加古川市

申請者 氏名

個人番号

電話 — — 続柄

配偶者の有無（いずれかに○） 有 ・ 無

※ 申請者は障がい者本人。ただし、18歳未満は保護者。

下記により日常生活用具の給付を申請します。申請にあたり、市が私及びその世帯員の住民基本台帳、課税状況、障害福祉サービスの申請資料等を調査することに同意します。

対象者（児）	ふりがな			個人番号															
	氏 名	☐ 申請者に同じ（チェックで省略可）		生年月日	年 月 日（ 歳）														
	住 所	☐ 申請者に同じ（チェックで省略可） 加古川市																	
	身 体 障 害 者	手 帳 番 号 ／ 交 付 日	兵庫県 ・ 兵東加 ・ （ 号 ）			年 月 日 交付													
		障 害 名				等 級		級											
	難 病 患 者 等	疾 病 名																	
公費負担医療 の受給者番号		号			※特定疾患医療受給者証の写しを添付 （特定疾患治療研究事業対象者のみ）														
補 修 内 容		・ 手すりの取付け ・ 床段差の解消 ・ 床材の変更 ・ 扉の取替え ・ 便器の取替え ・ 他（ ）																	
希 望 業 者 名																			
本 人 の 状 況		・ 在宅 ・ 入院中（ 病院： 頃退院予定） ・ その他（ ）																	
住 ま い の 状 況		住 宅	・ 自宅 ・ 借家（ ☐ 貸主の承諾有）			便 器	・ 和式 ・ 洋式												
月 額 負 担 上 限 額 分 認 定 区 分 （対象期間：R7.1～R7.12）		・ 生活保護世帯 0 円		・ 市民税非課税世帯 0 円			・ 市民税課税世帯 37,200 円												
		※「世帯」の範囲は、申請者が障がい者（18 歳以上）の場合は申請者とその配偶者、申請者が障がい児（18 歳未満）の場合は申請者が属する「住民票」上の世帯です。 ※ 障がい者が属する世帯の市民税所得割額が 46 万円以上の場合は、この制度の利用はできません。																	
備 考																			

給付決定番号

扶養対象児童申告書

申告対象

令和7年12月31日現在における、0歳から15歳までの扶養対象児童及び16歳から18歳までの扶養対象児童（令和7年中の合計所得が38万円以下の児童に限る。）

0～15歳の扶養対象児童 (平成22年1月2日～令和7年12月31日生まれ)			
ふりがな 氏 名	生 年 月 日	同居・別居 の区別	扶 養 者
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
16～18歳の扶養対象児童 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ)			
ふりがな 氏 名	生 年 月 日	同居・別居 の区別	扶 養 者
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）
	年 月 日	同居・別居	父・母・（ ）

【扶養控除の見直しに伴う日常生活用具給付の影響について】

平成24年度分より市民税の年少扶養控除等が廃止されました。

加古川市では、これにより日常生活用具の給付に関する負担に影響が生じることがないように、扶養控除の廃止対象者を特定したうえで、扶養控除見直し前の旧税額を再計算し、その税額をもって負担上限月額
の算定を行うこととしました。